

## 千葉県行政組織条例（抜粋）

〔昭和32年9月10日  
千葉県条例第31号〕

（設置等）

**第28条** 県に別表第2上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

2～6 略

（組織等）

**第29条** 前条第1項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第3のとおりとする。

2 略

（会長及び副会長）

**第30条** 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2～3 略

4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

**第31条** 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

**第32条** 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。（略）

（部会）

**第33条** 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。
- 6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。（略）
- 7 第32条（第3項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。  
（会議の運営等）

**第34条** この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 別表第二

| 附属機関名       | 担任する事務  |
|-------------|---|
| 千葉県情報公開審査会  | 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第21条第1項及び千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号）第22条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議し、答申すること及び意見を具申すること。 |
| 千葉県情報公開推進会議 | 情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。  |

#### 別表第三

| 附属機関名       | 組織        | 委員の構成                   | 定数            | 任期 |
|-------------|-----------|-------------------------|---------------|----|
| 千葉県情報公開審査会  | 委員長<br>委員 | 学識経験を有する者               | 7人            | 2年 |
| 千葉県情報公開推進会議 | 会長<br>委員  | 1 学識経験を有する者<br>2 住民の代表者 | 5人以内<br>10人以内 | 2年 |